

# 【メルティBOXあんしん+（プラス）サービス申込約款】

## 第1章 総則

### 第1条（本約款等の遵守）

1. 本件サービスの申込者（以下、「甲」とします）は、本約款ならびに本約款に付随する全ての規約、規則、ガイドラインおよびその他これらに準ずるものを守るものとします。

2. 本約款は、甲と株式会社大塚商会（以下、「乙」とします）との間における本件サービスの諸条件を定めるものとします。

### 第2条（定義）

本約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- 「本件サービス」とは、第5条所定の「メルティBOXあんしん+（プラス）サービス」を指します。
- 「本約款」とは、この「メルティBOXあんしん+（プラス）サービス申込約款」を指します。
- 「申込書」とは、「メルティBOXあんしん+（プラス）サービス申込書」を指します。
- 「対象物」とは、甲が本件サービスの対象とした、甲の保有する機密文書を指します。
- 「BOX」とは、乙が甲の指定する場所に設置する施錠付BOXを指します。

### 第3条（契約成立）

1. 甲は、乙に対し本件サービスの委託をするときは、申込書に記名・捺印の上、その原本を乙に提出するものとします。乙が申込書の記載内容を確認し、申込に対し承諾することにより、本件サービスにかかる契約（以下、「本契約」とします）が成立するものとします。

2. 本契約には本約款が適用されるものとします。

### 第4条（最短継続期間）

本件サービスの最短継続期間は、甲が乙に対し申込書を提出した日から、1年間とします。甲の責に帰すべき事由により最短継続期間中に本契約が終了した場合は、甲は乙に対し、別表1に定める解約違約金を支払うものとします。

## 第2章 サービス内容等

### 第5条（サービス内容）

- 乙は、本件サービスとして、甲の保有する対象物の機密抹消処理業務およびその付随業務を受託します。
- 乙は、本契約成立後、甲の依頼に基づき、甲の指定する場所にBOXを設置します。
- 甲は、対象物をBOXに投入し、BOXが満杯になったら乙に対し引取依頼書をFAXすることで、対象物の引取を依頼します。
- 乙は、BOX内部の段ボールおよび対象物を回収し、段ボールを無開梱の状態で溶解処理します。乙は、溶解処理後、甲に対し機密抹消の証明書を発行します。

### 第6条（甲の義務）

1. 甲は、対象物を乙に引き渡す際には、対象物を乙指定の箱に密封した状態で引き渡すものとします。ただし、乙が甲立会いの下対象物を密封する場合があります。

2. 甲は、乙から貸与を受けたBOXおよびBOXの鍵を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

### 第7条（BOXの故障等）

- 甲の責に帰すべき事由によりBOXが破損、故障等した場合は、乙は甲に対し、BOXの修理費用を請求するものとします。甲の責に帰さない事由によりBOXが破損、故障等した場合は、乙はBOXを無償で交換するものとします。
- 甲がBOXの鍵を紛失した場合は、甲は乙に対し、別表1に定める鍵の再作成料を支払い、新たな鍵の貸与を受けるものとします。

### 第8条（委託禁止品目）

- 甲は、以下の各号の品目を、本件サービスの対象物として、乙に委託してはならないものとします。
  - 文書以外のもの
  - 爆発物等の危険物、腐敗物、備品・施設等を変質・破損させる可能性のある物品（薬品が付着した物品等）
  - 発火の可能性のある物品（油が付着した物品、マイクロフィルム（セルロイド）、大量のプラスチック等）
  - 公序良俗に反する書類・図画等（保有等が法に抵触するもの）
  - プラスチック・金属・粘着性のあるものが含まれる大量の事務用品類（クリアフォルダ・透明ポケット・クリップ・ハインダー・ポストイット等）の他、トナー、ビニール、輪ゴム、カーボン紙、感熱紙、新聞、雑誌
  - その他本件サービスに適さない物品
- 前項の規定にも拘らず、対象物に委託禁止品目が混入・投入されていた場合、乙は甲に対し、返品等乙が適切と判断した対応およびそれによって生じた費用の請求を行うことができるものとします。

### 第9条（乙の一般義務）

- 乙は、本件サービスを実施する上でその事業所に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとします。
- 乙は、各種作業に従事する乙の担当者について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負い、また業務遂行に関する一切の指揮命令は乙が行うものとします。
- 前2項の定めは、次条の再委託の場合に準用するものとします。

### 第10条（所有権移転）

1. 乙が対象物を溶解した時点で、対象物の所有権は甲から乙に移転するものとし、乙は溶解した対象物を資源として再利用することができるものとします。

### 第11条（再委託）

- 乙は、本件サービスを、株式会社ワジンピアアーカイブズ（以下、「丙」とします）に再委託（第三者を介して再々委託することも含みます。以下同じ）できるものとし、甲はこれを承諾します。
- 乙は、本件サービスの再委託の有無にかかわらず、本件サービスの履行について、甲に対し責任を負うものとします。

## 第3章 料金

### 第12条（料金）

1. 本件サービスに対する対価（以下「料金」といいます）は、申込書記載の単価に、出来高数量を乗じた金額をもって定めるものとします。

2. 料金は、甲乙の書面による合意により、改定することができるものとします。

### 第13条（BOX撤去費用）

本契約終了時にBOXを撤去する際、甲は乙に対し別表1に定める撤去費用を支払うものとします。

### 第14条（支払）

料金の支払方法は、申込書記載の通りとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

### 第15条（遅延損害金）

甲が乙に対する料金の支払を怠ったときは、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第16条（相殺）

甲および乙は、相手方の同意を得なければ、自己の債権と相手方に対する債務とを相殺することができないものとします。ただし、相手方に本契約の解除事由が発生したときは、この限りではないものとします。

## 第4章 個人情報保護及び秘密保持

### 第17条（個人情報保護）

甲および乙は、本件サービスの履行に際して知り得た相手方が保有する個人情報を、法令、官庁の定めるガイドラインに従い、善良なる管理者の注意をもって管理し、本契約の履行目的以外に利用しないものとします。

### 第18条（秘密保持義務）

- 甲および乙は、相手方が秘密である旨を示して開示した技術上、販売上その他業務上の秘密情報を、本件サービスの履行完了後5年を経過するまでは秘密に保持するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外します。
  - 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずに公知となった情報
  - 開示を行った時点で既に受領者が保有している情報
  - 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - 受領者が独自に開発した情報

## 第5章 一般条項

### 第19条（契約解除）

- 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - 本約款に基づく債務であるか否かにかかわらず、甲または乙に対する債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
  - 振出し、裏書きし、もしくは引き受けた手形または小切手について、不渡処分を受け、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分を受けたとき
  - 破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算手続きに入ったとき
  - 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - 資本の減少、事業の全部もしくは一部の休・廃止をなし、または会社が合併によらない解散の決議をしたとき
  - 監督官庁より営業免許もしくは営業登録の取消しまたは営業停止の処分を受けたとき
  - 前各号のほか、財産状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき、または本約款の継続が著しく困難となる事由が生じたとき
- 甲および乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
- 前各項にかかわらず、甲は3ヶ月以上の予告期間をもって、書面にて乙に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

### 第20条（反社会的勢力の排除）

- 甲および乙は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に関与もしくは利用せず、反社会的勢力と取引を行わないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。
- 甲および乙は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せず、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

### 第21条（損害賠償）

- 甲または乙は、本約款に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、直接かつ現実の損害につき賠償責任を負うものとします。
- 前項にもかかわらず、乙の甲に対する損害賠償は、乙の故意または重大過失による損害を除き、甲が直近12ヶ月間に対し支払った料金相当額をもって、賠償金額の限度額とします。

### 第22条（不可抗力）

天災地変その他不測の事態の発生など乙および乙の再委託先の責に帰すことができない事由により、本件サービスの全部または一部の履行が遅延または不能となったときは、乙は甲に対し、その遅延または不能についての責任を負わないものとします。

### 第23条（権利義務の譲渡）

- 甲は、本約款に基づく一切の権利及び義務を、乙の承諾なく第三者に譲渡または移転し、または担保に供してはならないものとします。
- 甲は、本約款における乙の地位が他の第三者に承継される場合、本件サービスの内容に変化がない限り、異議を述べないものとします。

### 第24条（有効期間）

第4条に定める最短継続期間の満了日の3ヶ月前までに、一方の当事者から相手方に対し本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第25条（契約終了時の機密情報の取扱い）

理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、甲および乙は、本件サービスに伴って相手方から知り得た情報については、相手方の選択に従って、契約終了後直ちに返却するか、もしくは読取不能な状況にして機密抹消処理し、不保持証明もしくは機密抹消証明を提出するものとします。

### 第26条（管轄裁判所）

本件サービスおよび本約款に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第27条（誠実協議）

本約款に定めのない事項または本約款の条項に疑義が生じた事項があるときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

以上

制定日 平成24年6月1日  
改訂日 平成24年10月10日

### 【別表1】

最短継続期間中の解約違約金	20,000円	本件サービス申し込み後1年以内に本契約が終了した場合に、BOX1台ごとに左記違約金が発生します。
鍵の再作成費用	4,000円	1本あたり左記費用が発生します。
BOX撤去費用	6,000円	BOX1台ごとに左記撤去費用が発生します。